

第
4609
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 11月 12日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 国税不服審判所、平成24年1～3月分裁決を公表

Q：国税不服審判所から平成24年1月から3月分の裁決事例が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A：次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成24年1月から3月分の裁決27事例が公表されました。

主なものには次のようなものがありました。

- ①相続により取得した賃貸用建物に中古資産としての耐用年数は適用できないとした事例…減価償却資産を相続等により取得した場合は、その減価償却資産を被相続人から取得価額により取得したものとして償却費の額の計算をすることとされているのであるから、取得時におけるその減価償却資産の取得価額をその取得後における効用持続期間において費用化することを前提とする中古資産の耐用年数を適用して償却費の額の計算を行うことはできないとして棄却しました。
- ②役員の方掌変更の翌事業年度に支払われた金員を役員退職給与として取り扱うことはできないとした事例…役員退職給与の損金算入は、原則として、法人が実際に支払ったものに限り適用されるべきで、分掌変更時に支給がされなかったことにつき、合理的な理由がある場合に限り、例外的に適用されるものであるが、本件については、合理的な理由によるものであると認めるに足りる証拠はなく、退職給与として取り扱うことはできないとして棄却しました。

